

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.5.0)	6	以下の通り記載を適正化した。 (旧) 泊発電所の固定源及び可動源から有毒ガスが発生した場合に、中央制御室内の運転員に対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施した。 (新) 泊発電所の固定源及び可動源から有毒ガスが発生した場合の、中央制御室内の運転員に対しての有毒ガス防護に係る影響評価を実施した。	
2	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-10	同上	
3	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-10	東海第二欄の水色ハッチングを削除した。	
4	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.5.0)	6	以下の通り記載を適正化した。 (旧) 中央制御室装置 (新) 中央制御室空調装置	
5	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-10	同上	
6	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.5.0)	11	以下の通り記載を適正化した。 (旧) 泊発電所の固定源及び可動源から有毒ガスが発生した場合に、緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施した。 (新) 泊発電所の固定源及び可動源から有毒ガスが発生した場合の、緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に対しての有毒ガス防護に係る影響評価を実施した。	
7	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-16	同上	
8	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.5.0)	別添-1	ガイドの記載を引用している「有毒ガス」及び「有毒ガス防護判断基準値」の注釈について、「、」を「、」に修正した。	
9	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-29	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-34	比較表-34の下から2段落目の泊の記載における相違理由にて、(女川とは相違無し)とした箇所について、東海第二欄に以下の女川の記載を追記した。 【女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版)より引用】 敷地内固定源の調査の結果、スクリーニング評価を必要とする敷地内固定源はないことを確認した。	
11	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-34	比較表-34の最下段落の泊の記載における相違理由にて、(女川とは相違無し)とした箇所について、東海第二欄に以下の女川の記載を追記した。 【女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版)より引用】 なお、確認に当たっては、別紙5 に示すとおり設備の配置、堰の有無等を考慮し、有毒化学物質が貯蔵施設から流出した際に、他の有毒化学物質等と反応して発生する有毒ガスについても考慮した。また、重要操作地点については、別紙6 に示すフローに従い、選定した。	
12	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-35	以下の誤記を修正した。 (旧) 査調 (新) 調査対象外※2	
13	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-43	第3.1.2-1 表 敷地内可動源の調査結果 (1/2) における、「※1: 輸送先については、代表例を記載」について、相違理由に(島根とは相違無し)を追加し、東海第二欄に以下の島根の記載を追記した。 【島根原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和3年9月6日提出版)より引用】 ※1: 輸送先については、代表例を記載	
14	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表0 (有毒 r.5.0)	別添-7	第3.1.2-1表の荷姿について、まとめ資料全体の整合を図るため、「タンクローリー等」とした。	
15	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-44	同上	
16	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表0 (有毒 r.5.0)	別添-9	第3.1.2-1図において、最近接点(緊急時対策所指揮所外気取入口)(茶津入構トンネル外)の凡例を追記した。	
17	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-45	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
18	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-46	相違理由にて、ガス事業法を調査対象としていない理由を充実した。 (旧) 泊発電所周辺には都市ガスが供給されていないことから、ガス事業法を調査対象としていない。 (新) ・泊発電所から最寄りの都市ガス供給エリアは約40km離れた小樽地区であり、泊発電所周辺には都市ガスが供給されていないことから、ガス事業法を調査対象としていない。	
19	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-46	泊発電所周辺には「ガス製造事業者」がないこと及び都市ガスが供給されていないことを確認していることを相違理由に明記した。	
20	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-46	法令に基づく届出情報から抽出された敷地外固定源が届出情報等からいずれもボンベ等に保管されていること、及び敷地外固定源が抽出されなかった法令の示し方について、女川の記載を参照するため、相違理由を充実化し、東海第二欄に女川の記載を追記した。 【女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版) より引用】 また、消防法、高圧ガス保安法及びガス事業法に基づく届出情報から抽出された敷地外固定源は、届出情報等から、いずれもボンベ等に保管されていることを確認している。毒物及び劇物取締法からは敷地外固定源は抽出されなかった。	
21	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.5.0)	別添-12 別紙1-11	以下の通り記載を適正化した。 (旧) et al (新) et al_	
22	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-55, 106	同上	
23	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-57, 108	第3.2-2表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方 (3/3) (ヒドラジン) における相違理由に (先行PWRとは相違無し) を追記し、東海第二欄に伊方の記載を追記した。 【伊方発電所 3号炉 有毒ガス (令和元年10月15日提出版) より引用】 第3.2-2表 有毒ガス防護判断基準値設定の考え方 (3/4) (ヒドラジン)	
24	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.5.0)	別添-14 別紙1-13	以下の通り記載を適正化した。 (旧) 非曝露集団とのあいだに差はみとめられなかった。 (新) 非曝露集団とのあいだに差はみとめられなかった。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
25	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-57, 108	同上	
26	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-63	相違理由欄にて、(スクリーニング評価を実施しない対象は異なるが、女川と同様の記載)と追記し、東海第二欄に女川の記載を追記する。 【女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和4年4月8日提出版)より引用】 なお、スクリーニング評価が必要な敷地内固定源及び敷地内可動源は存在しなかったことから、重要操作地点に対する評価及び敷地内可動源に係る評価は実施していない。	
27	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.5.0)	別添-16 別紙7-2-1	敷地内可動源の連絡体制として、以下の通り記載を適正化した。 (旧) 全体指揮者 (新) 連絡責任者	
28	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-89, 323	同上	
29	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.5.0)	別添-17	敷地内可動源からの有毒ガス防護に係る連絡に用いる通信連絡設備について、通信連絡設備(第35条、第62条)まとめ資料の最新の検討状況を反映した。	
30	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-89, 90	同上	
31	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-89	相違理由欄にて(島根と同様の記載)とした箇所について、東海第二欄に以下の島根の記載を追記した。 【島根原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和3年9月6日提出版)より引用】 通信連絡設備は、現在申請中の新規制基準適合性審査における方針に従い、設計、設置することにより設置許可基準規則(設置許可基準規則第35条、第62条)への適合性を図る。 設置許可基準規則第35条、第62条の通信連絡設備は、以下の設計方針とすることとしており、有毒ガスが発生した場合に当該設備を使用しても、基準適合性審査に影響を与えるものではない。	
32	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.5.0)	別添-18, 19	敷地内可動源に対する対策として配備する全面マスク、及び予期せず発生する有毒ガスに対する対策として配備する酸素呼吸器、酸素ボンベについて、技術的能力1.0まとめ資料の最新の検討状況を踏まえ、配備数量を変更した。	
33	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-90, 92	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
34	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.5.0)	別添-18, 19	敷地内可動源に対する対策として配備する全面マスク、及び予期せず発生する有毒ガスに対する対策として配備する酸素呼吸器、酸素ボンベについて、緊急時対策所指揮所に配備することを明記した。	
35	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-90, 92	同上	
36	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.5.0)	別添-19	以下の通り記載を適正化した。 (旧) 別紙7-1 (新) 別紙8-1	
37	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-92	同上	
38	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.5.0)	別添-19	以下の通り記載を適正化した。 (旧) 設置許可基準規則第35条, 第62条 (新) 設置許可基準規則 (設置許可基準規則第35条, 第62条)	
39	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-93	同上	
40	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-93	相違理由欄にて(島根と同様の記載)とした箇所について、東海第二欄に島根の記載を追記した。 【島根原子力発電所 2号炉 有毒ガス (令和3年9月6日提出版) より引用】 なお、通信連絡設備は、可動源の対応同様に、現在申請中の新規制基準適合性審査における方針に従い、設計、設置することにより設置許可基準規則 (設置許可基準規則第35条, 第62条) への適合性を図る。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
41	泊発電所3号炉 中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.5.0)	別紙1-14 別紙1-15	<p>泊発電所における有毒ガスガイド4.1「スクリーニング評価対象物質の設定」への対応について，スクリーニング評価を実施しない理由に係る記載を適正化し，相違理由を充実した。</p> <p>(旧) ～スクリーニング対象となる有毒化学物質はないことを確認している。</p> <p>(新) ～スクリーニング評価対象となる有毒化学物質はないことを確認している。</p> <p>(旧) ①3.1 の調査の結果，スクリーニング対象となる敷地内外の固定源がないため，<u>容器に貯蔵されている有毒化学物質の全量放出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定していない。</u></p> <p>(新) ①3.1の調査の結果，スクリーニング対象となる敷地内外の固定源がないことを確認したことから，<u>スクリーニング評価を実施していない。</u></p> <p>(旧) (1) 敷地内外の固定源 ①有毒ガス発生事象の想定を判断するに当たり，3.1 の調査の結果，敷地内外の固定源がないため，中央制御室，緊急時対策所及び重要操作地点を評価対象としていない。</p> <p>② 敷地内外の固定源は，敷地内外の貯蔵容器が破損し，容器に貯蔵されている有毒化学物質の全量放出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定していない。</p> <p>(新) (1) 敷地内外の固定源 <u>スクリーニング評価を実施しないため対象外。</u></p>	
42	泊発電所3号炉 中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-114, 115	同上	
43	泊発電所3号炉 中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.5.0)	別紙2-5	<p>以下の通り記載を充実した。</p> <p>(旧) 事故時放射性よう素を除去する。</p> <p>(新) <u>事故時に放射性よう素を除去するため，ほう酸水と混合し，原子炉格納容器内にスプレーする。</u></p>	
44	泊発電所3号炉 中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-137	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
45	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-146	「表1 届出情報の開示請求を実施する法律の選定結果」の※4における相違理由に（島根と同様の記載であるが、記載を充実した）を追記し、東海第二欄に島根の記載を追記した。 【島根原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和3年9月6日提出版）より引用】 ※4 都市ガスに係る法律。発電所から10km 圏内に都市ガスはないため対象外とした。 ※5 島根原子力発電所の最寄りの石油コンビナート等特別防災区域は水島臨海地区、福山・笠岡地区であるが、敷地外固定源に係る調査対象範囲外であることから対象外とした。	
46	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-153	次亜塩素酸ナトリウムの濃度が生活用品程度である根拠について、相違理由に（島根と同様の記載）を追記し、東海第二欄に島根の記載を追記した。 【島根原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和3年9月6日提出版）より引用】 ※1：市販の次亜塩素酸ナトリウムは約5%であり、床等の消毒のため0.02～0.1%程度に希釈し使用される。 （広島市 健康福祉局 衛生研究所 生活科学部資料 http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1265935032756/index.html ）	
47	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-156	「表4 エアロゾル（ミスト）に対する検討結果」の表題を次ページに移し、適正化した。	
48	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-156	相違理由にて、（先行PWRとは相違なし）とした箇所について、東海第二欄に伊方の記載を追記した。 【伊方発電所 3号炉 有毒ガス（令和元年10月15日提出版）より引用】 加圧状態で保管されているのは蓄圧タンクのみであるが、蓄圧タンクは格納容器内に設置されているため、エアロゾルが大気中に多量に放出されるおそれがあるものはない。	
49	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒 r.5.0)	別紙4-3-5	ポンベの接続配管から気体放出を想定した場合の数式において、以下の通り記載を適正化した。 (旧) a (新) a	
50	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-162	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
51	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-165	プロパンとアンモニアの防護判断基準値の比較に係る相違理由に（女川とは相違無し）を追記し、東海第二欄に女川の記載を追記した。 【女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス（令和4年4月8日提出版）より引用】 また、防護判断基準値が78倍以上高いことを考慮すると、影響は小さい。	
52	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.5.0)	別紙4-3-8	ポンベの接続配管から液体放出を想定した場合の評価式において、以下の通り記載を適正化した。 (旧) ρ_L (新) ρ	
53	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-166	同上	
54	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-173	風速測定対象及び平均値を算定したことに係る相違理由に（伊方とは相違無し）を追記し、東海第二欄に伊方の記載を追記した。 【伊方発電所 3号炉 有毒ガス（令和元年10月15日提出版）より引用】 測定は、測定対象毎に複数点行い、平均値を算定した。	
55	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-174	風速測定結果に係る相違理由に（伊方とは同様の記載）を追記し、東海第二欄に伊方の記載を追記した。 【伊方発電所 3号炉 有毒ガス（令和元年10月15日提出版）より引用】 建屋内の風速は、いずれの測定対象においても、最大でも0.2 m/sであり、屋外風速に対して、十分小さかった。	
56	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-174	表1 建屋内における風速測定結果の※1に係る相違理由に「測定結果取扱い方法の相違（伊方とは相違無し）」を追記し、東海第二欄に伊方の記載を追記した。 【伊方発電所 3号炉 有毒ガス（令和元年10月15日提出版）より引用】 ※1 測定器の検出下限値は0.1 m/sである。測定は複数点行い、風速の算定にあたっては、検出下限未満の場合は0.1 m/sとして平均値を算出。	
57	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-178	相違理由にて、（伊方と同様）とした箇所について、東海第二欄に伊方の記載を追記した。 【伊方発電所 3号炉 有毒ガス（令和元年10月15日提出版）より引用】 評価結果は、表3に示すとおりであり、いずれの建屋においても、抑制効果が期待できる。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
58	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-181	相違理由にて、「運用停止予定のタンクは評価していない」とした箇所について、(伊方と同様の記載)を追記し、東海第二欄に伊方の記載を追記した。 【伊方発電所 3号炉 有毒ガス (令和元年10月15日提出版)より引用】 ※1 1, 2号タービン建家濃ヒドラジンタンクは、1, 2号炉廃止に伴い、使用予定がないため抜き取り予定。	
59	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-181	相違理由にて、(先行PWRとは相違無し)とした箇所について、東海第二欄に伊方の記載を追記する。 【伊方発電所 3号炉 有毒ガス (令和元年10月15日提出版)より引用】 2, 3号炉格納容器蓄圧タンクは、漏えい時には格納容器内に留まることから考慮不要である。	
60	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.5.0)	別紙4-5-12	薬品漏えい時の排気濃度を表す式における凡例について、以下の通り記載を適正化した。 (旧) 分子量 (新) モル質量	
61	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-182	同上	
62	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-182	相違理由にて、(玄海とは相違無し)とした箇所について、東海第二欄に玄海の記載を追記した。 【玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 有毒ガス (2019年10月15日)を引用】 ※2 自然換気の排気口の面積約240m ² に対して、排気口付近の風速は0.5m/sより大きく、換気量としては約120m ³ /s以上となる。	
63	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.5.0)	別紙4-6-3	六フッ化硫黄漏えい時の影響評価に用いた評価条件について、セルシウス温度(°C)のみでなく絶対温度(K)を追記した。	
64	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-186	同上	
65	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-188	最下段の「※: 1, 2号炉タービン建屋のヒドラジン原液貯蔵タンクは、使用予定がなく運用停止予定のため記載していない。」を赤字とし、相違理由欄に運用停止予定のタンクはリスト化していないことを明記した。	
66	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表0 (有毒-9 r.5.0)	比較表-216	相違理由に以下の記載を追記した。 (追記) 届出情報における情報量の相違 ・東海第二では、届出情報から圧縮アセチレンガスがボンベ保管であることの情報を得ている。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
67	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0(有毒-9 r.5.0)	比較表-216	液化石油ガスの保管状況に係る記載について、東海第二まとめ資料の記載を引用した。(東海第二有毒ガスまとめ資料の敷地外 消防法の61/123等に本記載があるが、比較表作成範囲外としている) 【東海第二発電所 有毒ガス(令和4年11月18日)第10表 東海第二発電所の固定源整理表(敷地外 消防法 61/123)から引用】 ※3 消防法に基づく届出情報から貯蔵方法の情報が得られなかったものの、液化石油ガスは高圧ガスであり、高圧ガス保安法に定める容器(ボンベ等)に保管されているため調査対象外とした。	
68	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0(有毒 r.5.0)	別紙4-7-1-32~38	「参考資料2 泊発電所と東海第二発電所の敷地内固定源及び可動源の比較」の表1~表6について、東海第二との相違理由等を適正化し、表の解像度を上げる修正を実施した。	
69	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0(有毒-9 r.5.0)	比較表-227~230	同上	
70	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0(有毒-9 r.5.0)	比較表-231	相違理由にて(柏崎と同様)とした箇所について、東海第二欄に女川の記載を追記する。 【女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス(令和4年4月8日提出版)より引用】 柏崎刈羽：・一斗缶(約18L)及びポリ容器(約20kg)以下	
71	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0(有毒 r.5.0)	別紙7-2-2 別紙8-1-2	「表1 防護対象者の要員名称」における有毒ガス防護対象者の人数について、技術的能力1.0まとめ資料の最新の検討状況を踏まえ、人数を変更した。 (旧) 発電所災害対策本部要員(初動要員)：3人 発電所災害対策要員(指示要員)：22人 発電所災害対策要員(運転員を除く)：67人 (新) 発電所災害対策本部要員(初動要員)：4人 発電所災害対策要員(指示要員)：50人 発電所災害対策要員(運転員を除く)：89人	
72	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0(有毒-9 r.5.0)	比較表-324, 329	同上	
73	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0(有毒 r.5.0)	別紙8-1-6	予期せず発生する有毒ガスの防護対象者である初動要員を4名に変更したことに伴い、酸素ボンベ配備数量についても4本とした。	
74	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0(有毒-9 r.5.0)	比較表-333	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
75	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0(有毒 r.5.0)	別紙8-1-7	予期せず発生する有毒ガス対応の通信連絡設備について、敷地内可動源から発生する有毒ガス対応の通信連絡設備と同様に、以下の通り記載を適正化する。 (旧) 上記2.の連絡及び指示については、現在申請中の新規制適合性審査における方針に従い、設計、設置する通信連絡設備の手順※を用いて連絡及び指示を行うことから、 <u>既許可</u> に影響を及ぼすものではない。 (新) 上記2.の連絡及び指示については、現在申請中の新規制適合性審査における方針に従い、設計、設置する通信連絡設備の手順※を用いて連絡及び指示を行うことから、 <u>現在申請中の新規制適合性審査</u> に影響を及ぼすものではない。	
76	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0(有毒-9 r.5.0)	比較表-334	同上	
77	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0(有毒 r.5.0)	別紙8-2-3	酸素呼吸器の予備ボンベについては、緊急時対策所指揮所における資機材保管スペース確保の観点から、緊急時対策所待機所に配備し、酸素ボンベ交換に係る手順等を整備し対応することを志向していたが、予期せず発生する有毒ガス対応を効果的に実施する観点から、緊急時対策所指揮所に配備することとし、配置図を修正した。	
78	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0(有毒-9 r.5.0)	比較表-337	同上	
79	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0(有毒-9 r.5.0)	比較表-339	相違理由にて記載内容の相違とした箇所について、(島根とは相違無し)を追記し、東海第二欄に島根の記載を追記した。 【島根原子力発電所 2号炉 有毒ガス(令和3年9月6日提出版)より引用】 なお、緊急時制御室の運転員に対する防護については、特定重大事故等対処施設に関連するため、別途説明する。	
80	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0(有毒-9 r.5.0)	比較表-344, 345	相違理由にて記載内容の相違とした箇所について、(島根とは相違無し)を追記し、東海第二欄に島根の記載を追記した。 【島根原子力発電所 2号炉 有毒ガス(令和3年9月6日提出版)より引用】 本規則改正に伴う設置許可基準規則での関係条文を整理した結果を添付資料1に示す。 有毒ガス防護に係る規則等の改正の関係条文は、～(以下省略)」	
81	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表 0(有毒-9 r.5.0)	比較表-351	相違理由にて記載内容の相違とした箇所について、(島根とは相違無し)を追記し、東海第二欄に島根の記載を追記した。 【島根原子力発電所 2号炉 有毒ガス(令和3年9月6日提出版)より引用】 ※:新規制基準適合性審査のうち、設計基準対象施設の各条文の審査にて適合性を示す。	